

〔論 説〕

信義則による遮断効について（2）

萩 澤 達 彦

目次

- I はじめに
- II 最判平成 10 年 6 月 12 日以降平成 10 年代の裁判例紹介（以上 81 号）
- III 平成 20 年代の裁判例紹介（以上本号）

III 平成 20 年代の裁判例紹介

平成 20 年代に入っても、最判平成 10 年 6 月 12 日を引用した裁判例は続出している。本稿（1）の脱稿後に公表された裁判例も数件にのぼる。平成 20 年代の裁判例は本稿脱稿後にも、続出することが予想される。

【裁判例 8】 知財高判平成 20 年 7 月 16 日裁判所ウェブサイト〔TKC
【文献番号】28141716〕

【裁判例 5】、【裁判例 6】の関連事件である。

X は「放電焼結装置」に関する特許権を有していた。平成 6 年 1 月 14 日、X は Y との間で、放電焼結機の販売に関する取引基本契約を締結した。X は、同年 10 月 7 日、Y から、X の設計した放電プラズマ焼結機の設計図の原紙を交付するよう要請されたため、設計図の原紙（以下、「原告設計図」という）を Y に送付した。また、X は、Y の要請に応じて、同放電プラズマ焼結機の部品図（以下、「原告部品図」という）50 枚を作成し、

信義則による遮断効について（2）

Yに送付した。

Xは、Yに対し、原告部品図からX代表者名である「A」の署名（以下、「原告の署名」という）部分を切除し、原告設計図に切り貼りし、偽造してXに被らせた損害金の一部5万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴えを東京地裁に提起した（平成18年（ワ）第22355号事件）。Xは、請求原因として、Yの上記不法行為によるXの損害額は、Yが「放電焼結装置」に関する特許の技術的範囲に属する放電焼結機を製造販売して得た利益15億円であると推定され、このうち、一部請求として5万円を請求するものであるを主張した。

東京地裁は、平成19年1月31日、Xの上記請求を棄却する判決を下した（裁判所ウェブサイト、〔TKC【文献番号】28130436〕）。Xは、同判決を不服とし、知財高裁に控訴を提起した（知財高裁平成19年（ネ）第10015号事件）^[1]。知的財産高等裁判所は、Xの請求について、本件全証拠によっても、50枚の原告部品図中から、1枚の図面を選んで、原告の署名を切り取り、原告設計図に貼り付けたことを認めるに足りないから、Xの請求に理由はない旨説示して、Xの控訴を棄却し、同年9月14日、同判決は確定した^[2]（以下、上記訴訟を「前訴」という）。

Xは本件訴えを提起し、Yが、原告部品図から、原告の署名部分を切除し、これを原告設計図に貼り付けた行為が私文書偽造に当たり、不法行為が成立すると主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、10万円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう請求した。Xは、本件訴訟におけるXの請求は、Yが、Xより送付された50枚の原告部品図から無作為に1枚を選び、その部品図から原告の署名部分を切除した上、原告設計図に貼り付けて本件設計図を作成したという行為が、私文書偽造に当たり、不法行為が成立すると主張して、放電焼結機を製造販売して得た利益の一部10万円を損害賠償として支払うことを求めた。

このXの請求に対して、Yは、本件訴えは、XがYに対し、前訴において請求、主張したのと同じの事由に基づき10万円の支払を求めるものであり、前訴の蒸し返しであって信義則に反するから、本件訴えは却下されるべきであると主張した。

東京地裁は、Xが提起した本件訴えは、「前訴における損害賠償請求と同一の不法行為に基づく損害賠償請求の残部を請求するものであり、前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものにほかならず、前訴の確

定判決によって紛争が解決されたとのYの合理的期待に反し、Yに更なる応訴の負担を強いるものといえることができる」と判示して、本件訴えを不適法なものとして却下した（東京地判平成20年2月22日裁判所ウェブサイト、〔TKC【文献番号】28140578〕）。Xは控訴した。本判決は以下のように判示して、控訴を棄却した。

「金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴訟を提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない（最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1147頁）と解されるどころ、……Xは、前訴において、本件文詞中のXの署名について文書偽造を理由とする不法行為を主張して損害賠償請求をしていたことは明らかである。そうすると、本訴は、前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものにほかならず、前訴の確定判決によって紛争が解決されたとのYの合理的期待に反し、Yに更なる応訴の負担を強いるものといえるから、本件訴えは、信義則に照らして許されないものと解するのが相当である。」

【裁判例9】知財高判平成20年11月26日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】25440098〕

【裁判例5】、【裁判例6】、【裁判例8】の関連事件である。

Xは、自己作成の放電プラズマ焼結機の設計図に加筆修正を加えた図面（以下、「本件訂正図面」という）及び部品図面50枚（以下、「本件部品図面」という）の原紙をYに交付した。Xは、これはYがXを欺いて交付させたもので、Yがこれらを用いてCらに放電プラズマ焼結機を製造販売させた行為は、Xが所有権を有する本件訂正図面及び本件部品図面についての詐欺、横領に該当する不法行為であり、これによりXは放電プラズマ焼結機の販売による150万円の得べかりし利益を失ったと主張して、Yに対し損害賠償金の一部として10万円とこれに対する平成20年3月15日から支払済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。

東京地裁は、平成20年8月28日、Xの本件訴えは、東京地方裁判所平成18年（ワ）第22355号事件^[3]及びその控訴審（ただし、控訴審において、訴えの一部取下げと新請求の追加がある）である知的財産高等裁判所平成19年（ネ）第10015号事件^[4]（以上を以下「前訴」という）におけ

信義則による遮断効について（2）

る損害賠償請求と同一の不法行為に基づく損害賠償請求の残部を請求するものであり、前訴でX敗訴の判決が確定しており、（最判平成10年6月12日民集52巻4号1147頁を根拠として）本件訴えは前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり信義則に反し許されないとして、訴えを却下した。この判決に対してXが控訴した。

本判決は、原判決を支持し、控訴を棄却した。

【裁判例10】知財高判平成21年1月29日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】25440286〕

【裁判例5】、【裁判例6】、【裁判例8】、【裁判例9】の関連事件である。

Xは、名称を「放電焼結装置」とする発明について特許権を有していた。この特許権につき、Yが平成10年2月13日付けで特許異議の申立て（以下、「本件特許異議申立て」という）をなし、特許庁は平成13年7月4日付けで上記特許特許を取り消すとの決定をした（以下、「本件特許取消決定」という）。そこで、Xは、本件特許取消決定の取消しを求めて訴を東京高裁に提起した。東京高裁は、平成15年4月9日、請求棄却の判決を言い渡し（東京高決平成15年4月9日裁判所ウェブサイト、〔TKC【文献番号】28081857〕）、同判決は、平成15年10月9日最高裁の上告不受理決定等により確定し、上記特許登録は平成15年10月22日抹消された。

なお、本訴に先立って、Xは、Yを被告として、Yのなした本件特許異議の申立ては、不法行為に当たる旨主張して、損害の一部請求として10万円の支払を求める訴えを東京地裁に提起していた（以下、「前訴事件〔1〕」という）。東京地裁はXのこの請求を棄却し（東京地判平成18年6月30日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28111391〕^[5]）、この判決は確定している。この訴訟に続いて、Xは、Yを被告として、本件特許異議申立ては権利の濫用として不法行為に当たる旨主張して、15億円損害の一部請求として10万円の支払を求める訴えを東京地裁に提起した（以下、「前訴事件〔2〕」という）。東京地裁はXのこの請求を棄却し（東京地判平成18年8月31日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28111900〕^[6]）、この判決は確定している。

Xは、Yに対し、本件特許異議立ては権利の濫用であって不法行為に当たると主張して、損害賠償として10万円及びこれに対する訴状送達の翌

日である平成20年2月29日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた（以下、「本訴請求」という）。Yは、本案前の主張として、本訴は、既に判決が確定している前訴事件〔1〕の判決及び前訴事件〔2〕の判決の蒸し返しにすぎず、信義則に反するものとして、却下されるべきであると主張した。

また、Yは、反訴請求として、XがYに対し、〔1〕本訴、〔2〕東京地裁平成20年（ワ）8836号事件、〔3〕東京地裁平成19年（ワ）第23460号事件⁷⁾、〔4〕東京地裁平成19年（ワ）第23951号事件の各訴えの提起は、関連訴訟の確定判決等により認められなかった請求と実質的に同一の請求を行うものであり、これらの訴訟提起が不法行為に該当すると主張して、再度の応訴等のために委任した弁護士に支払った弁護士費用の合計額105万円及びこれに対する反訴状送達の日である平成20年5月2日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた（以下、「反訴請求」という）。

原判決（東京地判平成20年9月30日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28142031〕）は、「本訴請求、並びに前訴事件〔1〕及び前訴事件〔2〕に係る請求は、同一の請求を含むものの、いずれも損害額として主張する金額の数量的な一部請求をしていることから、訴訟物としては別個のものであると解される。」と判示した上で、最判平成10年6月12日民集52巻4号1147頁の判旨を参照して、以下のように判示して、本訴請求は信義則に反する不適法なものであるとして却下し、反訴請求は理由があるとしてその全部を認容した。

「本訴請求は前訴事件〔1〕、前訴事件〔2〕における請求と同一の不法行為による損害賠償請求権に基づく請求であり、前訴事件〔1〕及び前訴事件〔2〕の判決が確定した後に、前訴事件〔1〕、前訴事件〔2〕の残部請求に該当する本件訴えを提起することは（……本訴が前訴事件〔1〕、前訴事件〔2〕の判決確定後に提起されていることが明らかである。）、実質的に、前訴事件〔1〕、前訴事件〔2〕で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、上記各前訴事件の確定判決によって、当該債権の全部について紛争が解決されたとのYの合理的期待に反し、Yに二重の応訴の負担を強いるものというべきである。」

原判決に不服のXが、控訴した。本判決は、原判決を支持して（理由も原判決のとおりとして）、控訴を棄却した。

【裁判例 11】東京高判平成 21 年 10 月 14 日租税関係行政・民事判決集（徴収関係判決）平成 21 年 1 月～平成 21 年 12 月順号 21-39〔TKC【文献番号】25501268〕

X は、滞納国税に係る国税の徴収権が消滅時効により消滅しているにもかかわらず、相続各土地について公売が実施され、売却決定がされたことによって、財産権の侵害及びそれに伴う精神的損害を被り、その一部を金銭に評価するとそれぞれが 10 万円を下らないと主張して、Y（国）に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、賠償金 10 万円の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。

この訴訟に先立ち、X は、消滅時効により徴収権の失効した相続税の滞納税額により、相続不動産の公売処分を行ったことなどが違法であるとして、Y を被告として、10 万円の損害賠償（一部請求）を求める訴訟を東京地裁に提起していた（以下、「先行事件」という）。東京地裁は、先行事件の請求を棄却する旨の判決を言い渡した。これに対し、X は控訴したが、東京高裁はこれを棄却した。その後、X は、上告提起及び上告受理申立てをしたが、東京高裁は、上告受理申立てについて却下する旨の決定をした。さらに、X は、同決定に対し、特別抗告を行った。なお、この特別抗告について、最高裁は、棄却する決定をした。

Y は、本案前の主張として、本訴は、既に確定した先行事件の一部請求の棄却判決において認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、Y に二重の応訴の負担を強いるものであるから、信義則に反し不適法なものとして却下すべきであると主張した。

原審は、最判平成 10 年 6 月 12 日民集 52 卷 4 号 1147 頁を参照して、本訴請求は、既に確定した先行事件の一部請求の棄却判決において認められなかった一部請求の残部を請求するものであり、紛争を蒸し返すものであるから、信義則に反し、不適法なものであるとして、訴えを却下した（東京地判平成 21 年 2 月 16 日租税関係行政・民事判決集（徴収関係判決）平成 21 年 1 月～平成 21 年 12 月順号 21-4〔TKC【文献番号】25501238〕）。

原判決を不服として、X が控訴した。

本判決は、原判決の理由を引用して、X の請求は、「既に確定した一部請求の棄却判決において認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであるから、信義則に反する不適法な訴えとして、訴えを却下すべき」と判示して、控訴を棄却した。

【裁判例 12】東京地判平成 23 年 4 月 28 日〔TKC【文献番号】25471055〕

XとYとの間で、本件労務提供契約が締結された（以下、「本件労務提供契約」という）。本件労務提供契約に基づき、XはYにおいて稼働した。ところが、Yが本件労務提供契約を一方的に解約した（以下、「本件解約」という）。

Xは、Yを被告として、平成 18 年 11 月 10 日、Yによる本件解約が不法行為を構成し、本件解約がなければ本件労務提供契約に基づいて取得できたはずの給料を 1 か月 50 万円として 273 か月分の給料相当額の合計 1 億 3650 万円の損害を受けたとして、その 7 割に相当する 9555 万円及び遅延損害金の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。これに対し、東京地裁は、平成 19 年 3 月 5 日、Xの請求を棄却する判決をした（以下、「本件第 1 判決」という）。Xは、前訴判決を不服として東京高裁に控訴したものの、同裁判所は、同年 6 月 21 日、控訴棄却の判決をした。Xは、同判決を不服として最高裁に上告したものの、同裁判所は、同年 10 月 9 日、Xの上告を棄却する旨の決定をしたため、本件第 1 判決は確定した（以下、前訴判決で終局した一連の訴訟を「前件訴訟」という）。

Xは、平成 23 年 1 月 18 日、Yを被告として、Yによる本件解約が不法行為を構成し、本件解約がなければ本件労務提供契約に基づいて取得できたはずの給料を 1 か月 50 万円として 271 か月分の給料相当額の合計 1 億 3550 万円の損害を受けたとして、Yに対して同額及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起した（以下、「本件訴訟」という）。

Yは、本訴請求は、その訴訟物が前件訴訟の訴訟物と同一であり、確定した本件第 1 判決の既判力に抵触するというべきであるし、そうでないとしても、本件訴訟の提起は、前件訴訟の蒸返しにほかならないから、訴訟上の信義則に反し許されないと主張した。本判決は、以下のように判示して、請求を棄却した。

「本件訴訟及び前件訴訟の各訴訟物は、いずれも、YがXとの間で締結した本件労務提供契約を一方的に解約した（本件解約）ことが不法行為を構成し、Xが、本件解約がなければ本件労務提供契約に基づいて取得できたはずの給料相当額の損害を受けたとして、Yに対して損害賠償請求するものであり、その請求金額は異なるものの、同一の事実関係に基づき、同一の被告に対して、同一内容の不法行為請求権を主張するものであること

信義則による遮断効について（2）

が認められる。そして、前件訴訟の請求は、本訴請求の数量的一部請求であると認められるところ、前件訴訟に係る本件第1判決が確定した後にXが全部請求である本訴請求の訴え（本件訴訟）を提起することは、実質的には前件訴訟で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、特段の事情がない限り、信義則に反し許されないと解するのが相当である（最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1147頁参照。）」

【裁判例 13】東京地判平成 25 年 4 月 25 日〔TKC【文献番号】25512434】

故人であるAが当時代表取締役を務めていた株式会社Bの株式の所有関係について争いが生じ、X、Y₁、Y₂、故C、故Dは、株式会社Bを被告として、東京地裁に、株式配当金の支払を求める訴え（以下、「別件訴訟1」という）を提起した。昭和63年7月28日、別件訴訟1の当事者及び利害関係人故Aとの間で、X、Y₁、Y₂、故C、故Dがそれぞれ株式会社Bの株式を有することを確認し、株式会社Bがその確認に係る株式に応じた未払の配当金を支払うこと、及び別件訴訟の原告らはその余の請求を放棄することなどを内容とする裁判上の和解（以下、「本件和解」という）が成立した。

Y₁及びY₂は、Xを被告として、本件和解により確認された各1万1625株の株券の引渡しを求める訴えを東京地裁に提起した（以下、「別件訴訟2」という）。東京地裁は、Y₁及びY₂の請求をいずれも認容する旨の判決を下した。この判決に対して、Xが控訴した。控訴審である東京高裁は、Xの控訴を棄却した（口頭弁論終結日は平成11年1月26日）。

Xは、Aの相続人であるY₃を被告として、株式所有権に基づき、株式会社Bの株式5万株の返還を求める訴え（以下、「別件訴訟3」という）を東京地裁に提起した。東京地裁は、Xの請求を棄却する旨の判決を下した。その控訴審である東京高裁も、Xの控訴を棄却し、別件訴訟3判決は確定した。

Xは、Y₁及びY₂を被告として、本件和解が無効であることの確認及び本件和解により確認されたY₁及びY₂の株式1万1625株に係る株券の引渡しを求める訴え（以下、「別件訴訟4」という）を東京地裁に提起した。東京地裁は、Xの請求をいずれも棄却する旨の判決を下した。控訴審の東京高裁も、Xの控訴を棄却し（口頭弁論終結日は同年3月6日）、別件訴

訟4判決は確定した。

Xは、Y₁、Y₂及びY₃に対し、本件和解が事実上無効になっていることの確認（以下、「請求1」という）、Y₃に対し、本件和解により取得した9500株の返還（以下、「請求2」という）、Y₃に対し、本件和解前に強迫により無償譲渡を受けた株式合計5万株の返還（以下、「請求3」という）、Y₁及びY₂に対し、本件和解によりY₁及びY₂が取得した各株式に係る株券の引渡し（以下、「請求4」、「請求5」という）をそれぞれ求めて、東京地裁に訴えを提起した。

Y₃は、①株式会社Bの株式の所有関係は、本件和解によりすでに解決済みの問題である、②請求3の訴訟物は、別件訴訟3の訴訟物と同一である上、請求1及び請求2の内容も、これまでXが提起した各種訴えにおいて主張したところと同一であり、これらの訴訟の蒸し返しに過ぎないから、Xの請求は、前訴の既判力に反し、許されない、と主張した。Y₁及びY₂は、請求1、請求4及び請求5の訴訟物は、いずれも別件訴訟4の訴訟物と同一であるから、Xの各請求は、前訴の既判力に反し、許されないと主張した。

本判決は、以下のように判示して、Xの請求のいずれも不合法であるとして却下した。

「そもそも、紛争解決の実効性を確保するとの民事訴訟の目的に照らせば、前訴の確定判決等によって当該請求に係る紛争が解決されたとの相手方の合理的期待に反し、当該相手方に二重の応訴の負担を強いる結果となって相当ではないと認められる場合には、信義則上、後訴の提起は許されないと解すべきところ（最高裁昭和51年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号799頁、一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起した場合につき最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1147頁等参照）、上記認定のとおり、Xは、Y₁、Y₂、Y₃及び株式会社B等の関係者に対し、これまで様々な訴訟を提起し、その中ですでに請求1の請求やそれを基礎付ける主張を繰り返し行い、それに対する裁判所の終局的な判断を経ているにもかかわらず、本件訴えにおいて、更に同様の主張を繰り返しているものである。本件訴えにおけるXの主張を見れば、結局のところ、別件訴訟1ないし4を含む被告ら及びその関係者との間における確定判決や和解の内容に対する不服、不満を述べるもの、すなわち前訴の単なる蒸し返しに他ならず、かかる主張が信義則に反しないと認め

信義則による遮断効について（2）

るべき事情も見当たらない。そうすると、本件訴えは、前訴の確定判決等によって当該請求に係る紛争が解決されたとの Y_1 、 Y_2 及び Y_3 の合理的期待に反し、 Y_1 、 Y_2 及び Y_3 に二重、三重の応訴の負担を強いる結果となることは明らかであるから、信義則に反し許されないというべきである。」

【裁判例 14】東京地判平成 25 年 11 月 27 日〔TKC【文献番号】25503980〕

【裁判例 1】の関連訴訟である。

Xは、「カッター装置付きテープホルダー」の実用新案権（以下、「本件実用新案権」といい、その考案を「本件考案」という）の権利者であった。

Xは、東京地裁に対し、Yが、3種類の製品（以下、「Y各製品」という）を製造・販売する行為が本件実用新案権を侵害し、これにより実施料に相当する額の損害を受けたとして、Yに対し、昭和47年3月から昭和56年6月13日までの間に販売された製品のうち、当初の数台分の199万4200円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴訟を提起した（以下、「前訴」という）。東京地裁は、前訴は、請求棄却の判決が確定した事件と同一の紛争を蒸し返すものであって、信義則に反するなど判示し、訴権の濫用に当たる不適法なものであるとして、訴えを却下する判決をした（東京地判平成13年7月24日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28061526〕）。Xは控訴し、控訴審は、Xの訴えは訴権を濫用した不適法な訴えであるとして控訴を棄却する旨の判決をした（東京高判平成13年10月30日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28062213〕）。前訴判決は、平成14年3月12日、最高裁による上告棄却決定により確定した。

Xは、本件実用新案権に基づき、Yが製造・販売した各「カッター装置付きテープホルダー」（以下、「Y各侵害物」という）は、本件考案の技術的範囲に属し、Xに損害を生じさせているとして、昭和47年3月から昭和56年6月13日までの間に販売された製品のうち、当初の数台分の199万4200円及びこれに対する昭和56年6月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める、とする本件訴えを提起した。

Yは、本件訴えは、前訴の確定判決の既判力によって、不適法な訴えとして、直ちに却下されるべきであると本案前の主張をした。

本判決は、本件訴えに係る当事者、請求の趣旨及び原因は前訴のそれと

同一であり、前訴において、その訴えが信義則に反し、訴権の濫用に当たる不適法なものであることを理由に訴えを却下する旨の判決が確定していることから、本件訴えを、その既判力により、不適法な訴えとして却下した。その上で、以下のように判示をしている。

「Xは、従前の訴訟における損害賠償請求は不法行為に基づくものであったが、本件訴えは債務不履行に基づくものであるとし、訴訟物が異なる旨主張するものと解される……

仮に、本件訴えが債務不履行に基づく損害賠償請求であることを前提としたとしても、本件訴えは、債権の発生原因として主張する事実関係が前訴と同一であって、前訴及び本訴の訴訟経過に照らし、前訴の請求及び主張の蒸し返しに当たり、信義則に反して許されないというべきである（最高裁平成9年（オ）第849号、同平成10年6月12日第二小法廷判決、民集52巻4号1147頁参照。）」

**【裁判例 15】知財高判平成 26 年 6 月 18 日裁判所ウェブサイト〔TKC
【文献番号】25446489〕**

Xは、テレホンカードの実用新案権の持分を有している（以下、「本件実用新案権」という）と主張している。Xは、Yに対して本件実用新案権に基づく、不当利得金合計570億円うちの125億円の支払を求める不当利得返還請求訴訟を東京地裁に提起した（以下、「前々訴」という）。東京地判平成12年7月26日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28051669〕は、Xの請求を棄却した。控訴審である東京高判平成13年4月17日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28060811〕は、一審判決を支持し、控訴を棄却した。平成13年10月16日、最高裁は上告棄却及び受理しないとの決定をした（平成13年（オ）第1182号、同年（受）第1161号）。

その後、Xは、【裁判例 2】で紹介した請求を求めて東京地裁に訴えた（以下、「前訴」という）。東京地裁は、訴え却下の判決を下し（【裁判例 2】東京地方裁判所平成14年8月28日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28072656〕）、この判決は確定した。

Xは、Yの製造・販売したテレホンカードが、Xが共有持分を有していた本件実用新案権の考案の技術的範囲に属するとして、Yに対し、平成8年2月21日から平成11年9月5日までの販売にかかる仮保護に基づく損

信義則による遮断効について（2）

害賠償金 9 億円の一部請求として、100 万円及びこれに対する平成 25 年 6 月 13 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めて、東京地裁に訴えを提起した。

Y は、本案前の主張として、本件訴えは、X の請求が全部棄却され、X の敗訴で確定した前々訴及び訴えが却下された前訴の蒸し返しであり、最高裁平成 9 年（オ）第 849 号、同平成 10 年 6 月 12 日第二小法廷判決民集 52 卷 4 号 1147 頁（以下、「平成 10 年最判」という）に照らし、不適法却下されるべきであると主張した。

原審は、「訴訟物を異にするものの、債権の発生原因として主張する事実関係がほぼ同一であって、前訴等及び本訴の訴訟経過に照らし、実質的には敗訴に終わった前訴等の請求及び主張の蒸し返しに当たる訴えにも及び、その訴えも同様に信義則に反して許されないものというべきである（上記平成 10 年最判参照。）」との一般論を述べた後、下記のように判示して、本件訴えは、信義則に反し許されないとして、不適法として却下した。（東京地判平成 25 年 10 月 18 日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】25445983〕）

「前々訴は、その Y 製品が本件考案の技術的範囲に属することを前提として、昭和 59 年 9 月 5 日以降、10 年分の Y 製品の販売にかかる不当利得の返還を求めたものであり、本件訴えは、Y 製品が本件考案の技術的範囲に属することを前提として、平成 8 年 2 月 21 日から平成 11 年 9 月 5 日までの仮保護に基づく損害賠償請求であるとするところ、訴訟物を異にするものとしても、Y 製品が本件考案の技術的範囲に属することにより、X の有する本件実用新案権が侵害されたことについては、主張立証すべき事実関係はほぼ同一であって、Y 製品は本件考案の技術的範囲に属しないことを理由として X が敗訴した前々訴の訴訟経過に加え、前訴及び本件訴えの訴訟経緯にも照らすと、本件訴えは、Y 製品が本件考案の技術的範囲に属しないとして X が全面的に敗訴した前々訴の請求及び主張の蒸し返しに当たることが明らかである。」

X が、原審判決に対して控訴した。

本判決は、「訴訟物を異にするものであっても、債権の発生原因として主張する事実関係がほぼ同一であって、前訴等の訴訟経過に照らし、実質的には敗訴に終わった前訴等の請求及び主張の蒸し返しに当たる訴えも、一部請求後の残部請求の場合と同様に信義則に反して許されないことは、

原判決の述べるとおりである。」と判示して、控訴を棄却した。

**【裁判例 16】東京地判平成 26 年 9 月 22 日裁判所ウェブサイト〔TKC
【文献番号】25446684】**

Xは、「放電焼結装置」という名称の発明につき特許権（以下、本件特許という）を有していた。訴外Aは、平成10年2月13日、本件特許発明に対し、特許庁に特許異議の申立てをした（平成10年異議第70682号。以下「本件特許異議申立て」という）。特許庁は、平成13年7月4日、本件特許を取り消す旨の決定をした（以下「本件取消決定」という）。この「本件取消決定」につき、本件訴えの提起前に、以下のアないしサの訴訟が原告から提起されている。

ア Xは、平成13年8月21日、本件取消決定の取消しを求めて、東京高裁に審決取消訴訟を提起した。東京高判平成15年4月9日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28081857〕は、その請求を棄却するとの判決を言い渡した。本件取消決定は、平成15年10月9日、上告不受理決定等により確定した。

イ Xは、東京地裁に、本件取消決定の無効確認の訴えを提起した。東京地裁は、平成26年5月27日、Xの請求を棄却する判決をし、同判決は確定した。

ウ Xは、本件特許異議申立て事件の審判官合議体担当審判官らが、異議申立人の不利益になるような公報について、故意又は過失により審理することなく本件取消決定をしたのは国家賠償法1条1項の違法行為に当たると主張して、Y（国）に対し、本件特許が存続していたであれば得られたであろう利益15億円のうち160万円等の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。東京地裁は、Xの請求を棄却する判決を下した（東京地判平成16年12月10日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28100098〕）。Xは、同判決を不服として控訴したが、東京高裁は、Xの控訴を棄却し（東京高判平成17年3月30日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28100758〕）、同判決は確定した。

エ Xは、本件取消決定の違法を主張して、Y及び審判合議体の審判長であったBに対し、連帯して慰謝料20万円等の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。東京地裁は、平成23年9月7日、XのYに対する訴えを却下し、Bに対する請求を棄却する判決をし、同判決は確定した。

- オ Xは、本件取消決定の違法を主張して、Y及びBに対し、連帯して慰謝料40万円等の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。東京地裁は、Xの請求をいずれも棄却する判決をし（東京地判平成23年7月20日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】25443722〕）、同判決は確定した。
- カ Xは、Bが、〔1〕異議申立人が申立ての理由としなかった刊行物についての審理をするに当たって異議申立人に意見を申し立てる機会を与えなかったこと、及び〔2〕平成5年改正前特許法40条、41条の適用を誤り、特許法29条の2の適用を遺脱した違法な内容の取消理由通知書をXに送付したことが不法行為を構成し、これにより損害を被ったと主張して、Y及びBに対し、連帯して慰謝料40万円等の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。東京地裁は、平成23年12月27日、Xの請求をいずれも棄却する判決をし、同判決は確定した。
- キ Xは、Bが、特許法153条2項に違反して、異議申立人が申立ての理由としなかった刊行物についての審理をし、その結果を当事者に通知せず、当事者に意見を申し立てる手続を与えずに本件取消決定をしたことなどが不法行為に該当すると主張して、Y及びBに対し、連帯して慰謝料40万円等の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。東京地裁は、平成24年1月26日、Xの請求をいずれも却下する判決をし、同判決は確定した。
- ク Xは、本件取消決定の違法を主張して、Yに対し、慰謝料60万円等の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。東京地裁は、平成24年7月30日、Xの訴えを却下する判決をし、同判決は確定した。
- ケ Xは、本件取消決定の違法を主張して、Yに対し、慰謝料200万円等の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。東京地裁は、平成25年11月12日、Xの訴えを却下する判決をし、同判決は確定した。
- コ Xは、本件取消決定の違法を主張して、Y及びBに対し、連帯して200万円等の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。東京地裁は、平成25年12月25日、Xの訴えを却下する判決をし、同判決は確定した。
- サ Xは、本件取消決定の違法を主張して、Y及びBに対し、連帯して60万円等の支払を求める訴えを東京地裁に提起した。東京地裁は、平成25年12月17日、Xの訴えを却下する判決をし、同判決は確定した。
- 本訴では、Xが、特許庁審判官審判長Bが、Xが有していた本件特許についての特許異議申立てに対し、特許庁審判官合議体の一人として、本件

取消決定をしたことは、特許法 29 条 2 項に違反する処分をしたものであり、国家賠償法上違法であると主張して、Y に対し、200 万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成 26 年 7 月 15 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めて、訴えを提起した。

Y は、以下の①②の主張をして、本件訴えの却下を求めた。①本件訴訟は、上記ウないしサにおける前訴の蒸し返しであって、本件訴えは信義則に反し、許されない、②仮に、上記ウないしサにおける前訴が一部請求であるとしても、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されず、当該訴えは却下されるべきで（最高裁平成 10 年 6 月 12 日第二小法廷判決・民集 52 卷 4 号 1147 頁）、本件において特段の事情は認められない。

本判決は「ウないしサのとおり、X は、本件取消決定の違法を主張して Y（国）に対する損害賠償請求訴訟の提起を繰り返しており、本件訴えも、これら前訴の実質的蒸し返しであり、信義則に反し、かつ、訴権の濫用に当たる不適法なものであることが明らかである。」と判示して、本件訴えを却下した。

**【裁判例 17】知財高判平成 26 年 11 月 26 日裁判所ウェブサイト〔TKC
【文献番号】25446800】**

X は、正面を向いた頭蓋骨とその背後に扁平に交差させた 2 本の骨片を組み合わせた黒塗りの図形からなる X の有する商標（以下、「本件商標」という）を有していた。Y は、本件商標の指定商品中、第 25 類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物」（以下、「別件審判の請求に係る指定商品」という）についての登録無効審判請求をした（以下、「別件無効審判請求事件」という）。

特許庁は、本件商標の指定商品中、別件審判の請求に係る指定商品についての登録を無効とする旨の審決（以下「別件審決」という）をした。

X は、別件審決の取消しを求めて審決取消訴訟（以下、「別件審決取消訴訟」という）を提起したが、知財高裁は、平成 25 年 6 月 27 日、X の請求を棄却するとの判決を言い渡した（以下、「別件判決」という）。X は、別件判決を不服として、上告及び上告受理申立てをしたが、最高裁は、同年 11 月 8 日、上告棄却及び上告不受理の決定をし、別件判決及び別件審決が確定した。

信義則による遮断効について（2）

Yは、平成25年8月5日、本件商標の指定商品中、第14類「身飾品（「カフスポタン」を除く）、キーホルダー、宝玉及びその模造品、貴金属性靴飾り、時計」及び第18類「かばん類、袋物、傘、革ひも、毛皮」（以下、「本件審判の請求に係る指定商品」という）についての登録無効審判請求をした（以下「本件無効審判請求事件」という）。Y主張の無効理由は、〔1〕本件商標は、外観において、Y所有の引用商標と類似する商標であること、〔2〕本件審判の請求に係る指定商品は、同引用商標の指定商品と同一又は類似するものであること、〔3〕同引用商標は、本件商標の登録出願よりも前に登録出願され、登録された商標であることから、本件商標は、商標法4条1項11号に該当する、というものである。

特許庁は、平成26年4月10日、本件商標の指定商品中、本件審判の請求に係る指定商品についての登録を無効とする旨の審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同月18日にXに送達された。

Xは、本件審決の取消しを求めて、知財高裁に訴えを提起した。

本判決は、以下のように述べて、Xの訴えを、不適法なものとして却下した。

「本件審決取消訴訟は、本件審決の取消しを求めるものであり、別件審決の取消しを求める別件審決取消訴訟とは訴訟物が異なる。

もっとも、……本件審決及び別件審決はいずれも、XY間における本件商標の登録に係る無効審判請求事件につき、本件商標が引用商標と類似し、商標法4条1項11号に該当する旨を認定した。したがって、本件審決取消訴訟及び別件審決取消訴訟のいずれも、XY間において、上記認定をした審決の判断の当否を争うものであり、〔1〕当事者及び〔2〕本件商標と引用商標との類否という争点を共通にしている。

……本件審決取消訴訟におけるXの主張の骨子は、……両商標の外観につき、「ジョリー・ロジャー」又は「頭蓋骨と骨のハザードシンボル」から由来する「基本的構図」という概念を掲げ、「基本的構図」が既に出所識別力を失っているとして、それ以外の構成要素によって類否を決すべきであるというものであるのに対し、別件審決取消訴訟におけるXの主張の骨子は、そのような概念を用いず、頭蓋骨及び骨片の位置、眼窩部の形状などといった両商標間の9つの相違点を個別に挙げるというものであり……、両主張の内容に差異があることは、明らかである。

しかしながら、上記差異は、本件商標と引用商標との類否について異な

る観点から検討したことによるものにすぎず、いずれの主張も、両商標が類似している旨認定した審決の判断の誤りを指摘するものであることに変わりはない。そして、本件審決取消訴訟と別件審決取消訴訟との間に、各商標の外観など類否判断の前提となる主要な事実関係について相違があるとは、認められない……。

……本件審決取消訴訟は、実質において、本件商標と引用商標との類否判断につき、既に判決確定に至った別件審決取消訴訟を蒸し返すものといえ、訴訟上の信義則に反し、許されないものというべきである（最高裁昭和51年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号799頁、同昭和52年3月24日第一小法廷判決・集民120号299頁、同平成10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1147頁参照。）」

【裁判例 18】 知財高判平成 26 年 12 月 17 日裁判所ウェブサイト〔TKC 文献番号〕 25446835]

【裁判例 1】、【裁判例 14】の関連訴訟である。

Xは、「カッター装置付きテープホルダー」の実用新案権（以下、「本件実用新案権」といい、その考案を「本件考案」という）の権利者であった。

Xは、東京地裁に対し、Yが、3種類の製品（以下、「イ号～ハ号製品」という）を製造・販売する行為が本件実用新案権を侵害し、これにより実施料に相当する額の損害を受けたとして、Yに対し、昭和47年3月から昭和56年6月13日までの間にYが製造販売した製品のうち、当初の数台分の199万4200円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴訟を提起した（以下、「平成13年訴訟」という）。東京地裁は、前訴は、請求棄却の判決が確定した事件と同一の紛争を蒸し返すものであって、信義則に反するなど判示し、訴権の濫用に当たる不適法なものであるとして、訴えを却下する判決をした（東京地判平成13年7月24日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28061526〕）。Xは控訴し、控訴審は、Xの訴えは訴権を濫用した不適法な訴えであるとして控訴を棄却する旨の判決をした（東京高判平成13年10月30日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28062213〕）。前訴判決は、平成14年3月12日、最高裁による上告棄却決定により確定した。

Xは、平成13年訴訟の後も、Yに対する損害賠償請求又は不当利得返還請求の訴えを複数提起し、いずれも棄却ないし却下されてきた。

信義則による遮断効について（2）

本訴も、Xが、Yに対し、Yが製造販売する3製品（以下、「本件イ号～ハ号製品」という）の製造販売が本件実用新案権を侵害し、実施料相当額の損害を受けたと主張して、Yに対し、昭和50年6月から昭和56年6月13日までの間に製造販売したうち、当初の数十台について、996万2200円及びこれに対する侵害行為の後の日である昭和56年6月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めて、東京地裁に訴えを提起したものである。

原判決（東京地判平成26年7月16日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】25446565〕は、以下のように述べて、Xの訴えを却下した。

「本件イ号～ハ号製品は、平成13年訴訟で対象とされたイ号～ハ号製品と同一の製品であると認められる。

金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されないと解するのが相当であり（最高裁判所平成10年6月12日判決・民集52巻4号1147頁）、その趣旨に照らせば、本件訴えは、平成13年訴訟と同一の紛争を蒸し返すものであり、信義則に反し、かつ、訴権の濫用に当たる不適法なものであることが明らかである。」

Xが、上記判決に対し、控訴した。

本判決は、理由も原判決を引用して原判決を支持した上で、控訴審でXから主張された最判平成10年6月12日判決民集52巻4号1147頁にいう「特段の事情」もないと判示し、Xの控訴を棄却した。

【裁判例19】知財高判平成26年12月18日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】25446835〕

【裁判例1】、【裁判例14】、【裁判例18】の関連訴訟である。

Xは、「カッター装置付きテープホルダー」の実用新案権（以下、「本件実用新案権」といい、その考案を「本件考案」という）の権利者であった。昭和53年以降、Xは、Yに対し、Yの製造販売した3製品の製造販売が本件実用新案権を侵害すると主張して、多数回にわたり、損害賠償請求又は不当利得返還請求の訴えを提起し、いずれも棄却ないし却下されてきた

Xは、東京地裁に対し、Yが、3種類の製品（以下、「イ号～ハ号製品」という）を製造・販売する行為が本件実用新案権を侵害し、これにより実施料に相当する額の損害を受けたとして、Yに対し、昭和47年3月から

昭和56年6月13日までの間にYが製造販売した製品のうち、当初の数台分の199万4200円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴訟を提起した（以下、「平成13年訴訟」という）。東京地裁は、前訴は、請求棄却の判決が確定した事件と同一の紛争を蒸し返すものであって、信義則に反するなど判示し、訴権の濫用に当たる不適法なものであるとして、訴えを却下する判決をした（東京地判平成13年7月24日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28061526〕）。Xは控訴し、控訴審は、Xの訴えは訴権を濫用した不適法な訴えであるとして控訴を棄却する旨の判決をした（東京高判平成13年10月30日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28062213〕）。前訴判決は、平成14年3月12日、最高裁による上告棄却決定により確定した。

本訴は、Xが、Yに対し、Yが製造販売する3製品（以下、「本件イ号～ハ号製品」という）の製造販売が本件実用新案権を侵害し、実施料相当額の損害を受けたと主張して、Yに対し、昭和50年6月から昭和56年6月13日までの間にYが製造販売したうち、当初の数十台分の996万2200円及びこれに対する侵害行為の後の日である昭和56年6月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めて、東京地裁に訴えを提起した。

原判決（東京地判平成26年7月16日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】25446565〕）は、以下のように判示して、Xの訴えを却下した。

「本件イ号～ハ号製品は、平成13年訴訟で対象とされたイ号～ハ号製品と同一の製品であると認められる。

金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されないと解するのが相当であり（最高裁判所平成10年6月12日判決・民集52巻4号1147頁）、その趣旨に照らせば、本件訴えは、平成13年訴訟と同一の紛争を蒸し返すものであり、信義則に反し、かつ、訴権の濫用に当たる不適法なものであることが明らかである。」

Xは、原判決に対して、控訴した。

本判決は、理由も原判決を引用して原判決を支持した上で、控訴審でXから主張された最判平成10年6月12日判決民集52巻4号1147頁にいう「特段の事情」もないと判示し、Xの控訴を棄却した。

信義則による遮断効について（2）

- [1] 【裁判例 6】の原判決。ただし、この判示部分は本稿（1）では紹介していない。
- [2] 【裁判例 6】である。ただし、この判示部分は本稿（1）では紹介していない。
- [3] 【裁判例 6】の原審である。【裁判例 8】の前訴原審でもある。ここでは【裁判例 8】で紹介した判示内容が問題となっている。
- [4] 【裁判例 6】である。【裁判例 8】の前訴審でもある。ここでは【裁判例 8】で紹介した判示内容が問題となっている。
- [5] 【裁判例 5】、【裁判例 6】の事案で紹介済み。
- [6] 【裁判例 5】、【裁判例 6】の事案で紹介済み。
- [7] 判決は東京地判平成 20 年 2 月 22 日裁判所ウェブサイト〔TKC【文献番号】28140578〕である。

【追記】本稿（1）成蹊法学 81 号 234 頁下から 2 行目を以下のように訂正します
【裁判例 5】知財高判裁判所→【裁判例 5】知財高判平成 19 年 8 月 28 日